

# 合併なら何をやってもいいのか

## 1月臨時議会での総括質疑から

1月20日、上越市議会の臨時議会が開かれました。主な議題は、市町村合併がまだ決まっていけないのに、合併後の事業を先取りして行うための補正予算です。この議案は、13日から21日までの間に14市町村全てに上程され、いずれも賛成多数で可決されました。上越市議会では、日本共産党議員団の2人が反対しただけでした。杉本敏宏議員の総括質疑の要旨をお知らせします。

### 「事務の委託に関する協議」はいつ行われたのか

議案第2号「事務の委託に関する協議について」は、「地方自治法」の規定により、安塚町：：及び名立町のそれぞれとの協議により別紙のとおり規約を定め」と述べています。これは

まず最初の質問は、「14市町村が合併するという」とは、いつ決まったのか」ということです。

あたかも「すでに合併することは決まっている」かのようになっている市民もいます。そして、「合併することに決まっているんだから、仕方がない」との、あきらめのムードもあります。

そもそも法定合併協議会とは、「合併するかしないかも含めて協議する」場ですから、「必ず合併しなければ

### 「合併はまだ決まっています」

#### 木浦市長が明言

木浦市長は、「14市町村の合併は、まだ決まっています」と答弁しました。

「ならない」ということではありません。任意合併協議会などと同じで「出入り自由」なのです。廃置分合の議決が行われたとしても、それで必ず合併が行われるとは限りません。県議会でも否決されることもあり得ます。政府の告示があつて、はじめて合併が成立するのです。

すでに「事務の委託に関する協議」は行われた結果として、別紙のとおり規約が提案されたはずで、

そこで、「事務の委託に関する協議はいつ行われたのか」と質問しました。

市長の答弁は、「行われつつあり、まだ協議が終わっていない」

というものでした。これでは、「事務の委託に関する協議」が整わないうちに、規約や補正予算が提案されるということになります。

### 廃置分合の議決前に、補正予算を組めるとした法的根拠は何か

自治体が行政執行をするには、法的な根拠が必要です。即ち、少なくとも廃置分合の議決という行為がなければ、市町村合併は決まらないうし、廃置分合の議決があつてはじめて、合併という法的な根拠が定まるのです。

廃置分合の議決前に、合併後の事業のための予算は組めないはずで、「廃置分合の議決前に、今回のような補正予算を組めるとした法的根拠は何か」と問いました。

木浦市長は、「やっているという法的根拠はありません。やっているではありません」と答弁。さらに、「自治法の『事務の委託』が法的根拠です」と、的外れの答弁が出てきました。

裏面に続く

日本共産党上越市議会議員杉本敏宏の

## 市政レポート

2004年2月1日 No.57  
発行 杉本敏宏事務所  
上越市東本町5丁目1番38号  
TEL 025(524)3787 FAX 025(524)3832

## 党の「市民アンケート」好評です

新年早々から配布し始めた『上越民報』と「市民アンケート」が好評です。すでに300人もの人から返信されてきています。「4年前の公約がどうなったかを整理して知らせているのは日本共産党だけです。好感がもてます。」などの反響が綴られています。まだの方も、ふるってどうぞ。

